（補償調整官）

第百四十八条の五　港湾事務所等を通じて補償調整官四十三人以内を置く。

2　（略）

（沿岸防災対策官）

第百四十八条の六　港湾事務所等を通じて沿岸防災対策官三十八人以内を置く。

2　（略）

附　則

（建設専門官の設置期間の特例）

第十六条　（略）

2・3　（略）

4　第百三十六条の建設専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち十一人は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

5　（略）

別表第六（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域	所掌事務
（略）				
北陸地方整備局	（略）			
	富山河川国道事務所	富山市	（略）	（略）
			一般国道八号、四十一号、百五十六号及び百六十号	改築及び修繕工事、維持その他の管理
			一般国道四百十五号	改築工事
	（略）		（略）	（略）
	金沢河川国道事務所	金沢市	（略）	（略）
			一般国道二百四十九号	災害復旧工事（能登復興事務所の所掌に属するものを除く。）
			一般国道四百十五号	改築工事
	（略）		（略）	（略）
（略）				

（補償調整官）

第百四十八条の五　港湾事務所等を通じて補償調整官四十五人以内を置く。

2　（略）

（沿岸防災対策官）

第百四十八条の六　港湾事務所等を通じて沿岸防災対策官三十九人以内を置く。

2　（略）

附　則

（建設専門官の設置期間の特例）

第十六条　（略）

2・3　（略）

4　第百三十六条の建設専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち七人は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

5　（略）

別表第六（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域	所掌事務
（略）				
北陸地方整備局	（略）			
	富山河川国道事務所	富山市	（略）	（略）
			一般国道八号、四十一号、百五十六号及び百六十号	改築及び修繕工事、維持その他の管理
	（略）		（略）	（略）
	金沢河川国道事務所	金沢市	（略）	（略）
			一般国道二百四十九号	災害復旧工事（能登復興事務所の所掌に属するものを除く。）
	（略）		（略）	（略）
（略）				